

令和 2年11月 2日

## 各種預金規定改定のお知らせ

米子信用金庫では、別途ご案内のとおり令和3年1月4日より未利用口座管理手数料を新設いたします。これに伴い、下記のとおり各種預金規定を改定いたします。

### 記

#### 1. 改定の内容

令和3年1月4日より未利用口座管理手数料を新設することに伴い、以下の条項を新設いたします。

なお、本規定は下記2. に掲げる規定に新設いたします。

(例) 普通預金規定 「未利用口座管理手数料」(条項の新設)

(略)

#### 17. (未利用口座管理手数料)

(1) 令和3(西暦2021)年1月4日以降に開設した普通預金口座において、下記の条件のもと、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し(未利用口座管理手数料の引落しを除く)がない場合には、未利用口座となります。

- ・残高1万円未満
- ・定期性預金およびお借入れがない場合
- ・投資信託の特定口座としての利用でない場合
- ・外貨預金口座でない場合
- ・出資会員でない場合

(2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

(3) この預金口座が未利用口座になった場合、お届けのご住所宛に書面を郵送いたします。発送後、3ヵ月間ご利用なき場合、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落しができるものとします。

(4) 前3項で引落した未利用口座管理手数料は、返却しません。

(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知する事なく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。

#### 18. (既定の変更)

(以下略)

## 2. 改定する預金規定および改定箇所

|                           | 未利用口座管理手数料<br>(新設) | 規定の変更<br>(項番の変更) |
|---------------------------|--------------------|------------------|
| 普通預金規定                    | 第17条               | 第17条→第18条        |
| 無利息型普通預金規定                | 第17条               | 第17条→第18条        |
| 貯蓄預金規定                    | 第18条               | 第18条→第19条        |
| 納税準備預金規定                  | 第18条               | 第18条→第19条        |
| 定期性総合口座取引規定               | 第21条               | 第21条→第22条        |
| 定期性総合口座（無利息型普通預金）<br>取引規定 | 第21条               | 第21条→第22条        |

## 3. 変更日

令和3年1月4日（月）

以上